平成２５年（フ）第２７９号
群馬県伊勢崎市田部井町３丁目2638－１　レオパレスドルフⅠ203号、住民票上の住所山形県最上郡戸沢村大字津谷78番地２号
債務者　阿部　弘明
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９３号
群馬県佐波郡玉村町大字川井723番地16
債務者　内藤　雅敏
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９７号
群馬県伊勢崎市三和町1922番地４
債務者　重田　美鈴
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０９号
群馬県前橋市幸塚町60番地15　篠田貸住宅２号
債務者　田村　美代（旧姓福田）
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２０号
群馬県伊勢崎市中町765番地５
債務者　根岸　和美（旧姓武田・古畑）
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２１号
群馬県前橋市富士見町小暮1723番地３
債務者　北爪美代子
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２８号
群馬県前橋市下細井町88番地11　市川第６ハイツ104号
債務者　福島　繁実
１　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９４１号
千葉市中央区村田町516番地２　ムラタハイツ201号
債務者　村上　一幸
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９４７号
千葉県習志野市屋敷３丁目12番４―306号
債務者　川畑　裕子
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６７号
静岡県富士市伝法1939番地の17
債務者　片又めぐみ
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８９５号
京都市中京区東堀川通御池下る三坊堀川町58番地の１フェニックス堀川401号、住民票上の住所京都市中京区西ノ京式部町39番地
債務者　竹内智佳子
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８２号
京都市伏見区桃山町正宗46番地27
債務者　花房　信子
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８７号
京都市下京区朱雀裏畑町58番地　Ｍ・Ｂ・Ｋ401号
債務者　村瀬　　亮
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１２号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－３棟611号
債務者　上田　広明
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１３号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－３棟611号
債務者　上田　美佐
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３９号
京都市南区東九条東山王町10番地、前住所京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地第７号棟205号室
債務者　仲上　智之
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５８号
京都市北区北野下白梅町71番地　ＣＯＭＯＤＯ白梅403号
債務者　河内　知世
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係